

W01202662号-0

平成 18 年 12 月 11 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン (有)  
 代表取締役 クリス・ウォルター



## 平成 18 年度 第 2 回定期監査 報告書

(全体総括)

### 1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駮字沖付 4-108
監査名	平成 18 年度 第 2 回定期監査
監査対象部門	品質保証室、安全技術室、業務管理室、経営企画室、広報・地域交流室、 考査室、再処理事業部、濃縮事業部、埋設事業部
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館、再処理事務所 及び 濃縮・埋設事務所
監査実施日	平成 18 年 11 月 6 日 ~ 11 月 28 日 (断続的に 10 日間)
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) <input type="text"/> 、 <input type="text"/> 、 <input type="text"/>

### 2. 監査対象部門及び監査の視点

#### 2.1 監査対象部門

平成 18 年度 第 2 回定期監査は下表に示す 4 グループ別を実施した。

グループ	監査対象部門
(その 1)	「室」部門 (品質保証室、安全技術室、業務管理室、経営企画室、広報・地域交流室、考査室)
(その 2)	再処理事業部
(その 3)	濃縮事業部
(その 4)	埋設事業部

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

## 2.2 これまでの監査経緯

今回の監査視点を後述するが、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

### (1) 第1回定期監査(平成16年度第1回)

日本原燃株式会社殿の品質保証体制の確立に係わる改善策(以下、「改善策」という)が、その実行の規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。  
対象部門は、「改善策」の直接的展開部門である「室」部門及び再処理事業部とした。

### (2) 第2回定期監査(平成16年度第2回)

監査対象に「改善策」の水平展開部門である埋設事業部及び濃縮事業部を加え、次の視点で監査を実施した。

#### ■ 「室」部門及び再処理事業部

両部門の品質保証活動が、「改善策」を反映した規定文書類の手順に従って的確に実行されているか否かを評価した。

#### ■ 埋設事業部及び濃縮事業部

- ① 再処理事業部で策定した「改善策」の水平展開として、当該「改善策」を濃縮／埋設事業部の既存の規定類に追加する必要性の有無について両事業部が検討した結果の妥当性を評価した。
- ② 品質保証活動の基本事項である、品質目標の設定／展開状況及び事業部長レビュー状況を評価した。

### (3) 通算第3回定期監査(平成17年度第1回)

上記第2回目の監査で対象とした活動内容が維持・継続・改善されているか否かを観察する中で、それぞれの活動項目におけるPDCA(計画、実行、監視評価、改善)の展開度の確認に注力した。

### (4) 通算第4回定期監査(平成17年度第2回)

「改善策」として取り上げられた事項を中心にして、監査項目を任意抽出する態様を取り、品質保証活動のPDCAの展開継続状況の確認を行った。

### (5) 通算第5回定期監査(平成18年度第1回)

「改善策」及び「品質システムの基本事項」の中から任意抽出した項目について、品質保証活動のPDCAの展開継続状況を確認するとともに、一部の部門に対しては当該部門が担当する特有業務を抽出して、その開始から終了までの一連の業務実施状況を監査した(プロセス監査)。このプロセス監査は、従来の横糸的な(項目ごとの)監査だけでなく、縦糸的な監査(業務プロセスを対象にした監査)を取り入れたものであり、実際の業務への品質システムの定着状況を評価するうえで有効であった。

## 2.3 平成18年度第2回定期監査(今回)の視点

これまでに実施された5回の定期監査を通じて、「改善策」の実施状況についてはPDCAが一巡し、その過程を通じて、常時の品質保証活動にPDCAを意識する機運が根付きつつあることを観察してきた。また、業務を個人の温度差なく的確に実施するための規定文書類も充実してきた。

こうした背景を踏まえて、今回の監査では表1に示す項目の中から監査対象を選択することとし、監査過程では常に「改善策」を念頭に置くものとした。

表1 実地監査の対象項目と注力点

A	(大小を問わず)何らかの工事発注から検収に至る一連の活動に係るプロセス監査
	注力点： ①仕様書の作成・承認、②発注先からの提出図書のレビューと承認、③文書管理、④製造段階の管理(記録確認、立会など)、⑤不適合管理、⑥検収、⑦関連記録の整備、等
B	何らかの範囲の運転・試運転行為に係るプロセス監査
	注力点： ①実施要領書の策定、②その改正、③管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥関連部門との連携、⑦発生したトラブル/不適合(ヒヤリ・ハットを含む)の分析・評価/処置/報告、⑧改善/再発防止への取組み(教育及び小集団活動対応等を含む)、⑨完結段階での記録の整備・保管、⑩規定類の改正要否の検討、等  注：アクティブ試験に関連した活動については本カテゴリの中で扱い、サブテーマごと(担当部門ごと)に重点的に監査対象とする。
C	何らかの保守・保修活動に係る監査
	注力点： ①実施要領書の策定、②その改正、③外注を使用した場合は管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥改善への取組み、⑦終了段階での記録の整備・保管、等  注：アクティブ試験の結果として実施された保修活動(改修活動)については、重点的に監査対象とする。
D	品質保証活動として重要な基本事項に関する監査
	①事業部長レビュー、②教育・訓練(技術・技能認定制度を含む)、③不適合(システム不適合を含む)及び是正処置、④内部監査、⑤調達先監査、⑥品質記録、等

表1におけるA、B、C項は、プロセス監査に属するものであり、各部門の定常業務の流れの一区切りを対象として実地監査を行ない、当該業務を遂行する過程で、各種の規定文書類の定めを適格に適用しているか否かを検証するものである。

### 3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査に大別され、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応した。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行手順が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。これまでの定期監査の過程で既に多くの規定文書類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署に新規制定又は改正された規定文書類(規程、要則、要領、細則、マニュアル類)がある場合のみ紹介を受けることとした。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、監査対象部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス(帳票・記録類)の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

今回の監査で注力したプロセス監査は基本的に実地監査に属するが、「室」部門のように格好のプロセス監査対象がない部門に対しては、表1のD項を適用した一般監査を行うこととし、該当する活動の品質記録の閲覧とヒヤリングを行いつつ、PDCAの展開継続状況が維持されているか否かを監査した。

#### 4. 評価の基準

■文書監査では、次のいずれかを基準とした。

① 品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」\*

\*：「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)」の添付17に示される「品質保証体制の改善策の具体的内容」

② JEAC 4111-2003

③ 監査対象としている社内規定の上位規定及び関連規定類

■実地監査では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

#### 5. 監査結果の評価表示

監査結果は下記の区分で表示することとした。部門ごとの監査事項が複数であり総合所見が「良好」という判定であっても、該当する事項が観察された場合には提起してある。

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合であり是正が必須。
観察事項	規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定文書類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、受審者の任意でよい。

#### 6. 監査対象グループごとの監査結果

前述した4グループごとの監査結果は、夫々別個の報告書に編集したので参照していただきたい。いずれのグループにも「指摘事項」は観察されていない。

グループ	監査対象部門	監査報告書
(その1)	「室」部門 (品質保証室、安全技術室、業務管理室、経営企画室、広報・地域交流室、考査室)	W01202662号-1
(その2)	再処理事業部	W01202662号-2
(その3)	濃縮事業部	W01202662号-3
(その4)	埋設事業部	W01202662号-4

## 7. 監査のまとめ（総合所見）

一連の定期監査期間中に観察された状況を、総合的にまとめると次のとおりである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大綱的には実態を捉えていると見てよい。

### 7.1 「指摘事項」は観察されない（全部門）

サンプリング方式を適用してエビデンスを閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部門にも「指摘事項」は観察されない。すなわち、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が、前回の監査時点以降も維持・継続されていると見なせる。

前回の定期監査から3段階評価(第5節参照)を導入したが、全体を通じて1件の「観察事項」を提起した。広義の文書管理に属するものであり、迅速な改善対応が行われるものと確信する。

### 7.2 品質保証活動のPDCA展開が維持・継続されている（全部門）

品質保証活動に限らず、何らかの実行行為を有効に推進するためにはPDCAを展開させることが求められる。初期の定期監査では、そのタイミングの点から、P(計画)及びD(実行)という部分的ステップに焦点を当てるが多かったが、通算3回目以降は、このたびの定期監査においても、C(監視評価)、A(改善)を含めた一連の展開状況に注目した。

一般に、業務の中で経験したトラブル/不具合に対する是正又は予防を検討する過程はもとより、何らかの改善を図る過程でPDCAが展開していく。その具体的な現れの一つは、規定文書類の新規制定や改正である。今回の監査では、全ての部門を対象にしたわけではなく、また文書監査を適用しなかった部門もあるが、幾つかの規定文書類の新規制定や改正が紹介されており、品質保証活動に係るPDCA展開が維持・継続されている証の一端とみなせる。その原動力として、①トップ層/管理者層による不断のチャレンジと企画、ならびに、②それぞれの活動を牽引する(音頭を取る)事務局のリーダーシップが貢献しているとの所感を前回の報告書で述べた。

また、トップマネジメントからの指示によって、内部監査の監査対象の中に「対外発信文書を対象としたセルフチェックの仕組み」が組み込まれたことを確認した。トップ層自らが品質保証体制の維持・向上に高い関心を持たれている証として心強い。

### 7.3 プロセス監査の結果は良好である。

前回の定期監査からプロセス監査を導入し、今回はその監査対象件数を増やした。仕事の流れに沿って縦系的に各種の単位業務を順次に実地監査するものであり、監査の切り口が限定されないため、実態把握のうえで有効である。再処理事業部で4案件、濃縮事業部で6案件、埋設事業部で4案件についてプロセス監査を実施した。その対象分野は、工事、運転・試験、検査・測定、分析、保修、設備点検など広い範囲に及んでいる。いずれの監査結果も総じて良好であり、日常の業務プロセスが所定のルール/手順に従って適切に展開されていることを検証した。

#### 7.4 品質保証活動として重要な事項に関する監査結果は良好である。

スタッフ的機能を担っている部門、あるいは格好のプロセス監査対象業務がない部門に対しては、表1のD項に基づいた監査(一般監査)を実施した。部門に応じて、①品質目標/事業部長レビュー、②教育・訓練、③不適合(システム不適合を含む)及び是正処置、④内部監査、⑤調達先監査、⑥品質記録、等から任意に監査テーマを選択したが、一般監査を適用したいずれの部門においても品質システムは基本的に良好に機能していると判断できる。

品質目標に関しては、品質方針/事業部目標との関連性や、達成度の定量化に留意した目標策定が励行されるようになったが、以前にも述べたように、使用帳票の統一と事務局部門による啓蒙が寄与していると思われる。

内部監査にもPDCA展開が見られる。実態の把握に注力すべく、抜き打ち監査の範囲を増やしたり、プロセス監査方式を併用するなど、工夫がなされている。

#### 7.5 全社大の教育システムが具体的に展開を始めている。

平成17年11月に教育の基本理念と基本方策を示した「教育規程」が制定され、全社大の教育についての方針が明確にされた。この基本方針のもと、社員の教育履歴を把握し今後の教育・研修の方向を検討するためのツールとして、教育履歴管理システムが導入され、全社大に展開されつつある。歴史の異なる各事業部の教育システムを一本化する意義は大きい反面、短絡的なシステム構築を行うと運用で混乱することを銘記の上、精力的な推進活動が継続されることを期待したい。

#### 7.6 前回の定期監査での「提言事項」が前向きにフォローされている。

前回の定期監査で提起した「提言事項」は採否任意の位置づけであったが、全項目が前向きに捉えられ、改善策が検討されていた。その対応に敬意を表したい。コメントに対する強制感によるものではなく、納得づくでの改善として策定され、業務に生かしていただけるとすれば幸いである。

#### 7.7 小集団活動が展開されている。

ボトムアップ型品質システム向上を志向する「小集団活動」が全社大で展開されている。テーマは「ヒューマンエラー防止」であり、品質保証室と経営企画室が合同で推進部門として機能し、各事業部の品質管理部門が事業部内の推進機能を果たしている。今後とも実のある活動として定着させるには、①全組織部門の参画意識をいかに持たせるか、②一過性でない活動に相応しいテーマをいかに企画していくか、③成果の有効活用状況を参画した組織に示しえるか、がポイントであろう。推進窓口部門が継続的役割りを発揮していくことを期待したい。

#### 7.8 幾つかの提言事項を提起した。有効活用していただきたい。

今回の定期監査の過程で、幾つかの部門に「提言事項」を提起した。提言事項の扱いは受審者の任意でよいが、先ずは検討していただきたい。また、提言事項の中には、特定の受審部門以外にとっても参考になるものがあると思われるので、他部門の監査報告にも目を通していただきたい。

## 8. 結 言

前項に述べた監査のまとめからも推察されるように、JFNL殿においては「改善策」の実行による品質システムのP D C A展開が既に軌道に乗り、また、種々の業務を個人差なく的確に実施するための規定文書類も充実し、所定のルール／手順に従って適切に実施される状態にあると、第三者監査チームは判断している。ボトムアップ型品質システム向上を志向して全社大で展開されている「小集団活動」が、こうした状況の定着をより確かなものにするであろうと期待している。

内部監査をも含めて、「監査」は定着したP D C A展開の風化防止に寄与することは間違いない。実態把握に注力して、多少の効率低下を覚悟して抜き打ち性を強めたり、また前回の定期監査からはプロセス型監査を導入するなど、監査手法にも工夫を凝らしてきた。これまでの定期監査は全て事務所で行ってきたが、実態把握の対象を拡大して試験現場／作業現場を対象にした監査の意義は高いと思われる。現場は特別な管理下にあり、業務外乱防止を優先すべき中で、制約があることは承知しているが、機会があれば、少しずつでも現場監査を取り入れたいと考える。

以上